

改正フロン法における第一種フロン類再生業の許可基準等を定める 省令案の概要について

平成25年8月1日
事務局

[1] 省令制定の背景

現行法では、第一種フロン類回収業者が第一種特定製品から回収した使用済みフロン類は、原則として主務大臣の許可制に係るフロン類破壊業者が破壊しなければならないとし、例外的に第一種フロン類回収業者が自ら再利用（自ら冷媒その他製品の原材料として利用する場合又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡しうる状態にすること）をする場合等は、フロン類破壊業者への引渡義務を免除され、第一種フロン類回収業者は第三者に引き渡すことができるとしている。

改正法では、新たに「再生」行為を定義し、フロン類破壊業者と並ぶ回収したフロン類の引渡し先として、第一種特定製品に係るフロン類の再生を業として行う者（第一種フロン類再生業者）を位置づけることとした。これに伴い、再生行為によるフロン類の大気中への排出抑制を図る必要があるため、「第一種フロン類再生業」の許可制を導入し、業規制にからしめることとした。これにより、フロン類の状態の有償性を問わず、回収したフロン類について、破壊せず再生することも可能となった。

なお、この改正により再生フロン類が活用されれば、フロン類の新規製造・輸入が抑制、フロン類の回収率向上や資源の有効利用に資することも期待される。

第一種フロン類再生業者については、今般の法改正により新たに業許可制が導入されることとなるため、事前準備期間を確保する観点から、法律の全面施行前に申請を行うことができることを改正法の附則第二条において規定しており、当該規定の施行に先立ち、申請に係る手続等を主務省令により規定する必要がある。

[2] 第一種フロン類再生業の許可基準等を定める省令案の具体的な内容について

1. 第一種フロン類再生業の許可基準に係る事項【改正法第51条第1項関係】

（本事項の趣旨）

改正法では、主務大臣が再生業の許可の基準として、主務省令で定める（1）第一種フロン類再生施設等の構造の基準、（2）第一種フロン類再生施設等の再生能力の基準、（3）第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の基準、の3つの基準に適合することを求めている。当該条項では、その3つの基準の具体的な内容を定める。

(1) 再生施設等の構造に関する基準

- 再生施設等の使用及び管理の方法を実行できるものであること
- 再生したフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができ、かつ再生の能力に関する基準を達成できる構造であること
- 再生されたフロン類を大気中へ排出することなく適切に捕集するために必要な構造を備えていること
- 再生されなかったフロン類（再生の結果生じた排ガスその他の生成した物質に含まれるフロン類を含む。）を大気中へ排出することなく適切にフロン類破壊業者へ引渡す（自らがフロン類破壊業者である場合は、自ら再生されなかったフロン類の破壊を行う）ために必要な構造を備えていること
- ろ過機、蒸留装置その他のフロン類と混和している不純物を除去するための装置、又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整するための装置を備えていること
- 第一種フロン類再生施設等が、使用及び管理の方法を実行するために必要な計測装置を備えていること
- 再生されたフロン類の純度、再生されたフロン類に混在する非凝縮ガス、蒸発残分、酸分、水分その他成分について確認するために必要な分析機器を備えていること（十分な経験及び技術的能力を有する者に委託する場合は除く。）

〔備考〕

「ろ過機、蒸留装置その他のフロン類と混和している不純物を除去するための装置」等の具体的装置の例については、別途、「運用の手引き」等において定めることとする。

(2) 再生施設等に係る再生の能力に関する基準

- 再生施設等の再生処理可能量が再生しようとするフロン類の受入れ量に係る計画に照らして妥当なものであること

(3) 再生施設等に係る使用及び管理に関する基準

- 第一種フロン類再生施設等の種類に応じて、再生したフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができ、かつ、再生の能力に関する基準を達成でき、かつ、フロン類の大気中への排出を防止できるよう、下記に列挙する事項について、適切に定められていること。
 - ・ 運転方法
 - ・ フロン類の供給方法
 - ・ 再生されたフロン類の捕集方法
 - ・ 再生されなかったフロン類（再生の結果生じた排ガスその他の生成した物質に含まれるフロン類を含む。）の処理方法

- ・再生しようとするフロン類、再生されたフロン類及び再生されなかつたフロン類の保管の方法
- ・保守点検の方法
- 運転方法、フロン類の供給方法、再生されたフロン類の捕集方法、再生されなかつたフロン類の処理方法及び保守点検の方法を遵守するために、第一種フロン類再生施設等の状態を計測装置等により定期的に確認することとされていること
- 再生されたフロン類の純度、再生されたフロン類に混在する不純物（非凝縮ガス、蒸発残分、酸分、水分をいう。以下同じ。）の濃度について、自ら保有する分析機器を使用すること又は十分な経験及び技術的能力を有する者に委託することにより適切に確認することとされていること
- 第一種フロン類再生施設等の状態の確認、再生されたフロン類の純度及び再生されたフロン類に混在する不純物の濃度の確認により、第一種フロン類再生施設等の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じることとされていること
- 再生されたフロン類を冷媒その他製品の原材料として利用する者に譲渡する場合は、再生されたフロン類を譲渡する相手方に、再生されたフロン類の純度及び再生されたフロン類に混在する不純物の濃度の確認の方法及び確認の結果を通知することとされていること
- 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理についての責任者を選任することとされていること

2. 第一種フロン類再生事業者の許可に係る申請方法及び申請書に添付する書類に係る事項【改正法第50条第2項関係】

(本事項の趣旨)
当該条項においては、主務大臣が第一種フロン類再生業の許可申請に係る審査をする際、当該申請を行う事業者が許可事業者としての適格性を有しているかを判断するため必要な書類等について定める。

- 第一種フロン類再生業の許可の申請をしようとする者は、以下の事項を記載した申請書に以下に掲げる資料を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に2通提出するものとする。

<申請書記載事項>

- ・氏名（法人の場合には名称及び代表者の氏名）
- ・事業所の名称及び所在地
- ・再生しようとするフロン類の種類

- ・再生されたフロン類の用途・第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及び再生の能力
- ・第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法

<添付書類>

- ・申請者が法人である場合には、登記事項証明書
- ・第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面
- ・第一種フロン類再生施設等の再生の能力を説明する書類
- ・第一種フロン類施設等の使用及び管理の方法を補足する書類
- ・再生しようとするフロン類の受け入れに係る計画
- ・申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員)が改正法第51条第2号各号に該当しないことを説明する書類

- 環境大臣又は経済産業大臣は、上記の届出をしようとする者に係る住民基本台帳に基づく本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる

(備考) 各添付書類の更に詳細な記載内容については、これまでのフロン法の各業と同様に、環境省及び経済産業省が作成する「運用の手引き」等において明示することとする。

- ・「第一種フロン類再生施設等の再生の能力を説明する書類」の例
- －第一種フロン類再生施設等の再生処理可能量の詳細を説明する資料（時間当たり処理可能量、年間予定稼働時間等）
- ・「第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を補足する書類」の例
- －フロン類の再生の方式（不純物の除去又は混和の別、不純物の除去の場合にあっては、ろ過、蒸留等の不純物除去方法の別）
- －漏えい検知の方法
- －混在している不純物の量が少ない冷媒を選定して再生に用いることにより、脱酸装置など不純物を除去するための装置の具備を省略する場合は、再生しようとする冷媒の選定に係る基準及び方法
- －再生されなかったフロン類（排ガス等に含まれるフロン類を含む。）の処理方法
- －再生されたフロン類の純度及び再生されたフロン類に混在する不純物の濃度の確認を委託する場合は、当該委託の具体的な内容 等

(備考) 別途、改正法第六十条（再生量の記録等）に係る省令を定める際に、改正法で明示的に定めている「再生した量、フロン類破壊業者に引き渡した量」に加え、「その他の主務省令で定める事項」として、「再生しようとするフロン類の受入れ実績量」についても記録・閲覧、主務大臣への報告を求める。

3. 第一種フロン類充填回収業者が第一種フロン類再生業の許可を受けることなく行うことのできる再生業に係る事項

【改正法第50条第1項ただし書関係】

(検討の背景)

今般の法改正により、フロン類の大気中への排出を惹起する危険がある再生行為を規制するため、フロン類の再生は業許可を得て行うこととなる。一方で、第一種フロン類充填回収業者が自らフロン類の回収と一体的に行う簡易な設備を用いて行うフロン類の再生については、フロン類の大気中への排出のおそれが極めて少ないことから、第一種フロン類充填回収業者に対しては第一種フロン類再生業の例外として再生を行うことが認められている。

当該条項では、第一種フロン類充填回収業者が第一種フロン類再生業の許可を受けることなく行うことのできる再生業について満たすべき要件を定める。

第一種フロン類充填回収業者が第一種フロン類再生業の許可を受けることなく行うことのできる、第一種フロン類再生業は、次により行うものとする。

- フロン類の再生は、フロン類の充填に関する記録及びフロン類の性状に影響を与える箇所に故障がないことその他の使用及び管理の状況について把握している第一種特定製品から、自らが回収するフロン類について行うこと
- 第一種フロン類再生施設等の使用方法に沿って、フロン類の大気中への排出がないようフロン類の再生を行うこと
- 再生されたフロン類を自らが冷媒として充填の用に供する目的で行う（※1）こと（再生されたフロン類について、法第四十六条第一項の主務省令で定める場合又は第一種フロン類再生業者若しくはフロン類破壊業者に引き渡す場合を目的として回収を行うときに、不可避的に再生がされる場合を除く。）（※2）
- 第一種フロン類充填回収業者が再生をするために使用する機器は、再生をするために必要な装置が一の筐体に収められており、かつ、可搬式の第一種フロン類再生施設等であって、その構造が供給口と排出口以外は密閉され（緊急時の安全性確保の観点から、やむを得ず排出する機能を有するものも含む。）、かつ、再生しようとするフロン類の種類に応じた適切な再生ができるものであること

(補足説明)

※ 1

「自らが冷媒として充填の用に供する」とは、第一種フロン類充填回収業者が再生したフロン類を、当該第一種フロン類充填回収業者自身が機器へ冷媒として充填する又は配管洗浄用に使用する場合を指す（この限りにおいては、当該フロン類を回収した機器以外への利用も可能となる。）。第一種フロン類充填回収業者が再生したフロン類を第三者（他の第一種フロン類充填回収業者やフロン類製造事業者等）へ譲渡する場合は、再生業の許可が必要となる。

※ 2

第一種フロン類充填回収業者が、再生設備が内蔵された回収設備を用いて回収を行う場合には、回収と同時に不可避的に再生が行われることから、改正法第46条第1項の主務省令で定める場合又は第一種フロン類再生業者若しくはフロン類破壊業者に引き渡す場合を目的としている場合は、自らが冷媒として充填の用に供する目的を持っていない場合も再生行為に該当する行為を行うことは認められるよう、本条件を適用除外とする趣旨である。

(備考)

充填回収業者が再生したフロン類は、改正法第四十六条に基づく引渡義務を免れることを踏まえ、本省令案とは別途、改正法第47条（充填量及び回収量の記録等）の「主務省令で定める事項」において、再生された冷媒がみだりに大気中に放出されることなく、適正な用途に利用されたことを確認（移充填量等）できるような規定を置くこととする。

[参考] 改正法における関連条文

改正第二条 (定義)

1～10 (略)

11 この法律において「第一種フロン類再生業」とは、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生（ろ過、蒸留その他の方法により当該フロン類と混和している不純物を除去し、又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整することにより、当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。）を業として行うことをいい、「第一種フロン類再生業者」とは、第一種フロン類再生業を行うことについて第五十条第一項の許可を受けた者をいう。

12 (略)

改正法第五十条（第一種フロン類再生業者の許可）

第一種フロン類再生業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、第一種フロン類充填回収業者が、主務省令で定めるところにより、フロン類の再生の用に供する施設又は設備（以下「第一種フロン類再生施設等」という。）であって主務省令で定めるものにより第一種フロン類再生業を行う場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 再生をしようとするフロン類の種類
- 四 第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及びその再生の能力
- 五 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法
- 六 その他主務省令で定める事項